

## 《 シルバー人材センターの保険 》

### ○ 団体傷害保険

- ・ 会員がセンターでの工作中や就業先への往復の際にケガをした場合の補償として、団体保険に加入しております。入会登録と同時に適用されます。

#### ◇ 傷害保険の適用範囲は...

- ① 就業中の事故（自宅での作業は除く）
- ② 発注者宅や作業現場への往復時の事故（自宅～就業先から外れた場合は除く）
- ③ センターが主催する会議やイベントなどへ参加している際、また、その往復時の事故（自宅～会議等会場から外れた場合は除く）

#### ◇ 万が一ケガをした場合は...

- ① 速やかに事務局まで連絡する（報告が遅れると保険請求ができない場合あり）
- ② 治療をする際は各自加入されている健康保険を使って処置していただく
- ③ 治療終了後、治療内容や入院日数、通院日数などにより算出した保険金を支払う

#### 【主な傷害保険の内容】

保険金の種類	保険金額	保険給付対象
死亡保険金	900万円	事故日から180日以内で、そのケガが原因で死亡した場合
入院保険金	1日 3,000円	事故日から180日以内で、そのケガが原因で医師の指示に基づき入院した場合（180日限度）
通院保険金	1日 2,000円	事故日から180日以内で、そのケガが原因で医師の指示に基づき通院した場合（90日限度）

※ 上記のほか、ケガの治療のために手術を受ける場合は「手術保険金」が支払われます（1事故につき1回）

### ○ 賠償責任保険

- ・ 会員が業務の遂行中に他人の身体や財物に損害を与えた場合などの補償  
※ 1事故につき、免責分は当該会員が負担（1,000円/1事故）

（注意）作業に必要な会員所有の道具や車両の損害に関しては、**保険の対象外**となることから修理等は自己負担となりますので、その点を承諾の上対応していただくか、センター所有の道具や車両を使用してくださいようお願いいたします。

また、会員所有の車両を使って就業する際は、その車両が任意保険に加入されていることをご確認くださいよう、併せてお願いいたします。